2　前項各号に掲げる事項のほか、登録容器製造業者は、規則第六条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を刻印することができる。

3　規則第五十三条第二項の告示で定める方式は、票紙に第一項又は前二項に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に前二項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。

（登録附属品製造業者が行う刻印等の方式）

第二十九条　規則第五十九条の告示で定める方式は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項を刻印する方式とする。

一　協定規則第百三十四号4.4.に定める協定規則第百三十四号に適合している旨の記号

二　充塡すべき高圧ガスの種類（記号　ＣＨＧ）

三　最高充塡圧力（記号　ＭＥＰ、単位　メガパスカル）及びＭ

附　則

この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

様式第1（第11条第1号関係）

容器証票

搭載者名称	
搭載月	年　　月
車台番号	

備考　この証票の大きさは縦25ミリメートル、横90ミリメートル以上とすること。

様式第2（第11条第2号関係）

車載容器一覧証票

	容器の製造番号
1	
2	
3	
4	
充塡可能期限	年　　月
車台番号	

備考　1　この証票の大きさは縦50ミリメートル、横110ミリメートル以上とすること。

2　容器番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。

3　充塡可能期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第3（第11条第3号関係）

車載容器総括証票

充塡すべきガスの名称	
充塡可能期限	年　　月
公称使用圧力（ＮＷＰ）	
検査有効期限	年　　月

備考　1　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　充塡可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

3　検査有効期限については日本語で記載すること。

様式第4（第25条関係）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年　　月	
再検査月	年　　月	

備考　1　この証票の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

2　再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

○経済産業省告示第百八十五号

平成十七年経済産業省告示第百十三号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項）の一部を次のように改正し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日から適用する。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

題名及び第一条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

○国土交通省告示第八百五十二号

仙台空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　仙台空港　宮城県名取市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第四百六十三号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　二百四十一万千四百五十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局仙台空港事務所において縦覧に供する。